

横浜市
関内駅周辺地区道路特定事業計画

平成 17 年 9 月

横浜市道路局

~目次~

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 交通バリアフリー法の仕組み | 1 |
| 3 | 道路特定事業計画とは | 3 |
| 4 | 整備方針 | 3 |
| 5 | 整備計画 | 5 |
| | (1) 個別経路の整備計画 | 5 |
| | (2) その他の取り組む内容 | 18 |
| 6 | 道路特定事業計画の推進にあたって | 18 |

1. はじめに

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が施行されました。

これを受け横浜市では、都心・副都心の主要駅周辺地区で基本構想の策定を進めており、平成16年8月に横浜の中心的な市街地として業務・商業・観光・公共施設などの機能や歴史的資産などが集積し、また、福祉のまちづくり重点推進地区事業を進めてきた関内駅周辺地区を対象とした「関内駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

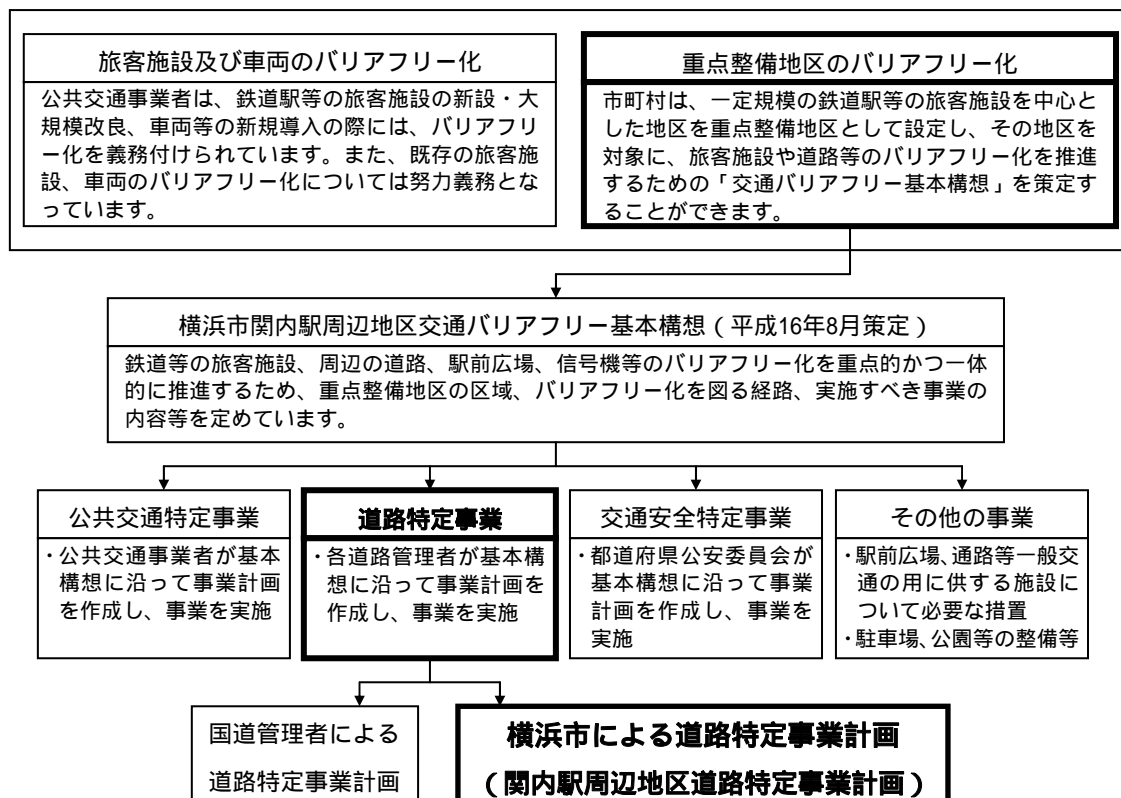
道路局では、この基本構想の実現に向け、事業内容や事業期間を定めた道路特定事業計画を策定しました。今後、この計画に基づき道路事業を実施してまいります。

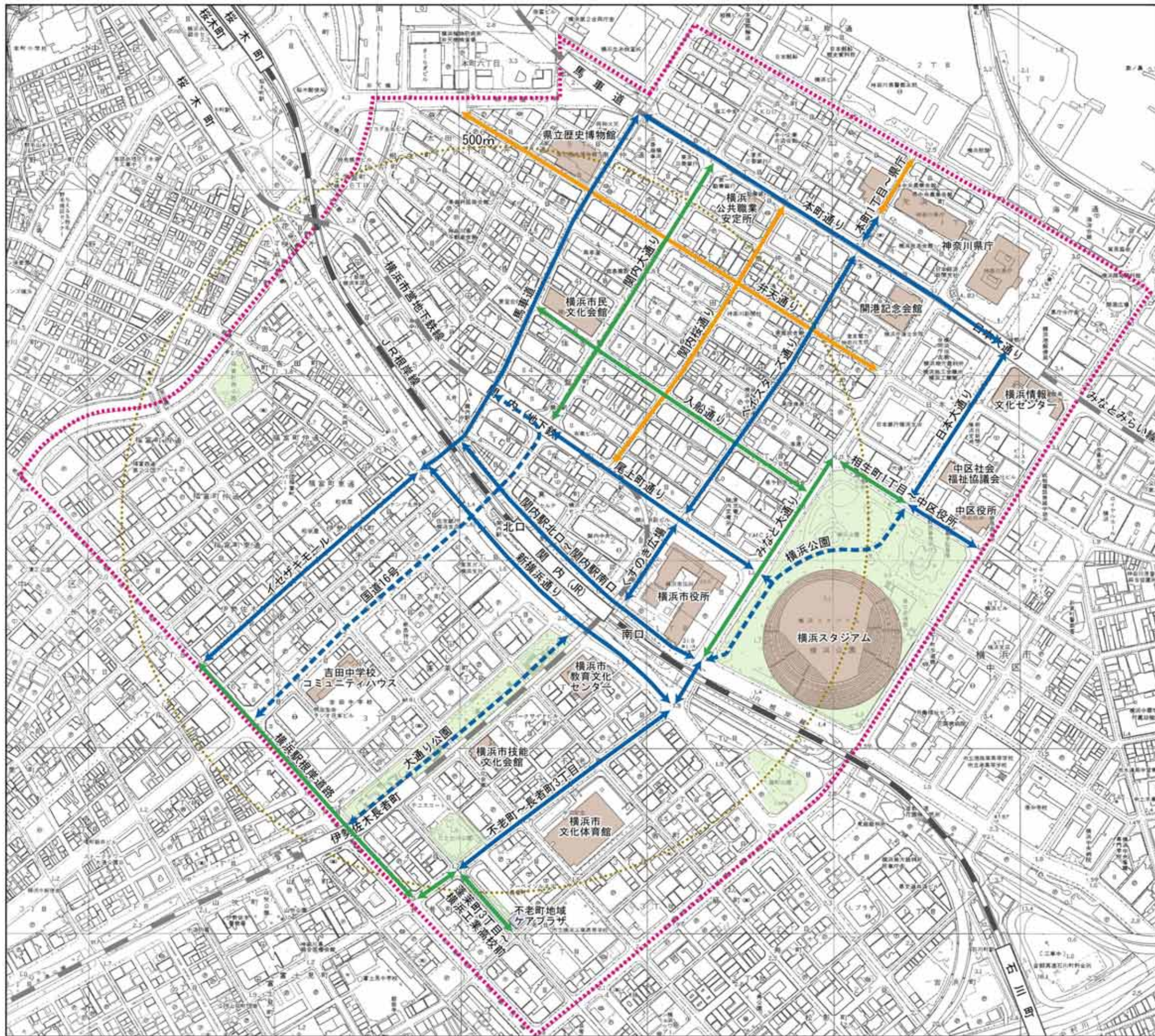
2. 交通バリアフリー法の仕組み

交通バリアフリー法とは、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

その内の1つの柱である重点整備地区のバリアフリー化を推進するため、学識経験者、高齢者、障害者等の市民の方々、関係する事業者、行政機関などから構成される関内地区部会などで検討を重ね基本構想が策定されました。

また、この基本構想に沿って策定した関内駅周辺地区道路特定事業計画に基づき、平成22年までに事業を実施していきます。





凡例

- 重点整備地区の区域
- 特定経路
- 準特定経路
- 特定経路と整合性を図り実施する経路
- 他事業者経路
- 特定旅客施設から半径500m圏
- 公共施設
- 福祉施設
- 公園

- 特定経路**
原則として、平成22年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
現段階において、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備がされており、高齢者・障害者等の円滑な移動に特に支障がない経路
- 準特定経路**
今までの検討等で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路
- 特定経路と整合性を図り実施する経路**
特定経路と合わせて整備することにより円滑な移動を補完する経路



図一重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

3. 道路特定事業計画とは

基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

道路特定事業を実施する「道路の区間」
区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

重点整備地区とは：利用者が相当数である鉄道駅などの旅客施設を中心としたおおむね500mの範囲（徒歩圏）に公共施設、福祉施設などの主要な施設が立地している地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を実施していく区域

4. 整備方針

目標年次

特定経路、特定経路と整合性を図り実施する経路については、平成22年までに整備を実施していきます。その他の経路については、補修等の機会を捉えバリアフリー化に向け取り組んでいきます。

整備レベルの設定

平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を実現するため、部分的な歩道の改善によっておおむねバリアフリー化が図れる場所については、補修による整備を実施します。

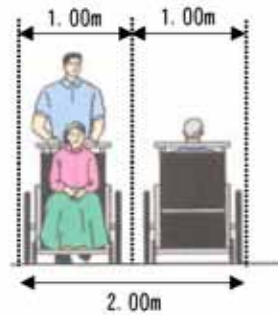
また、他事業との連携や歩行者の連続性を考慮し整備レベルを決定しています。

整備基準

道路の移動円滑化整備ガイドラインを基本とし整備を実施します。主な整備基準は以下のとおりです。

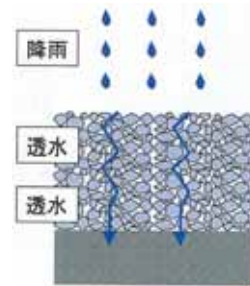
(歩道幅員)

- 歩道の有効幅員を2 m以上とする



(舗装)

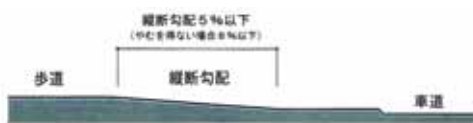
- 舗装材は平坦で、すべりにくく、水はけの良いものとする



<透水性舗装>

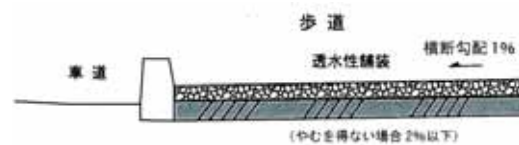
(縦断勾配)

- 歩道の縦断勾配を5%以下とする



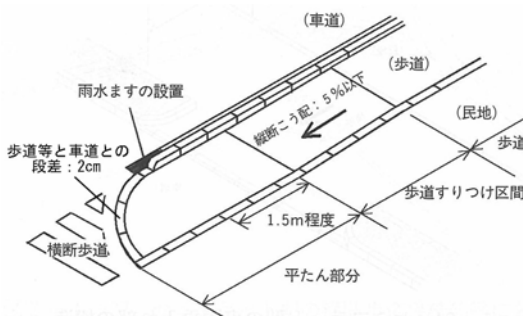
(横断勾配)

- 歩道の横断勾配を1%以下とする



(横断歩道への接続箇所)

- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける
- 横断歩道に接続する歩道の段差は2 cmとする



(視覚障害者誘導用ブロック)

- 視覚障害者誘導用ブロックは、黄色を原則とする



5. 整備計画

(1) 個別経路の整備計画

重点的・一体的に早期にバリアフリー化を推進するため、平成22年までに道路特定事業を実施する経路について整備計画を示します。

なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算等により計画の見直しを実施することがあります。

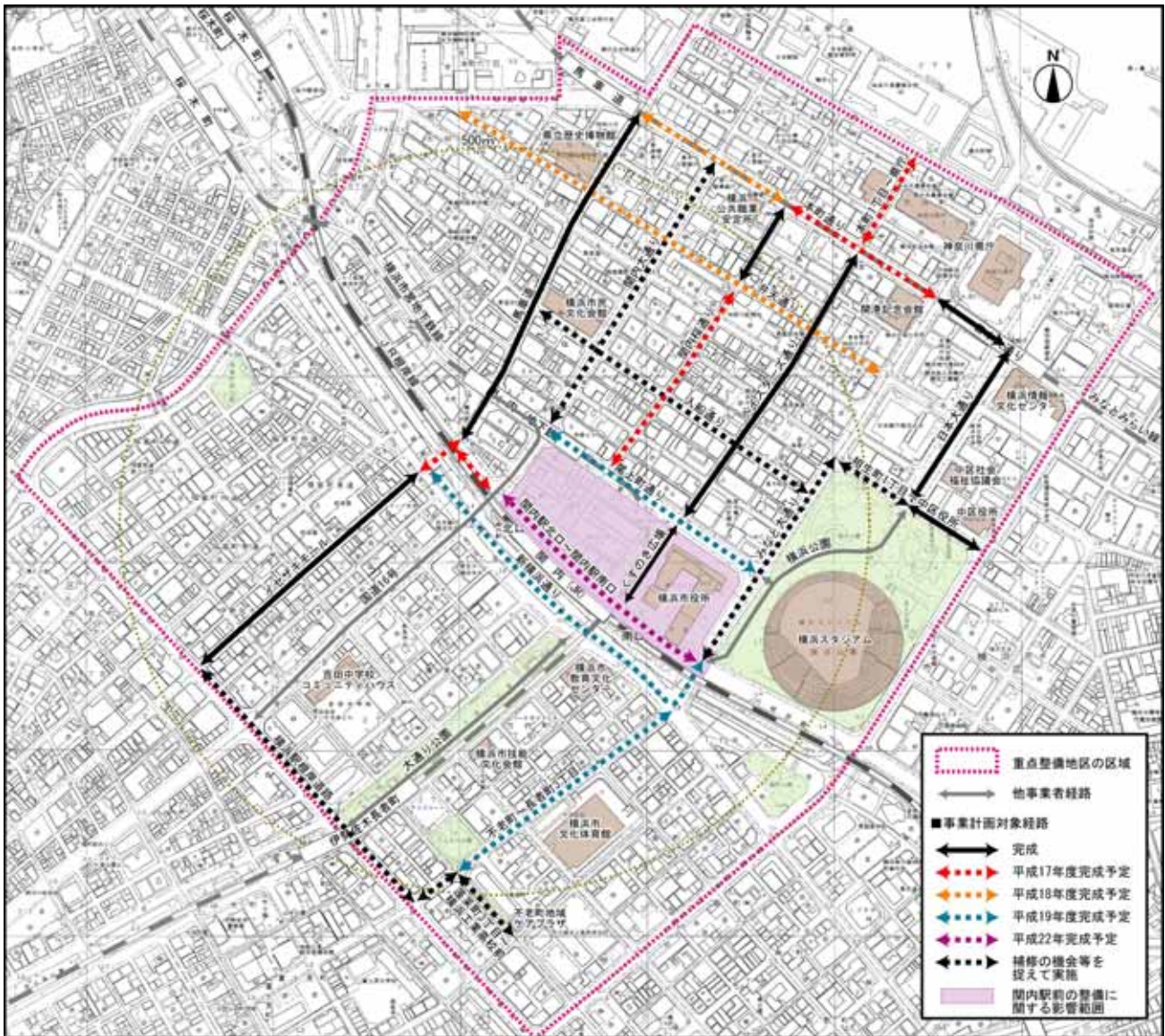


図 - 道路特定事業計画対象経路（関内駅周辺）

道路特定事業計画書【特定経路と整合性を図り実施する経路】

経路名 関内桜通り（市道山下町第72号線）
 事業区間 本町通り～尾上町通り
 道路延長 400m
 事業予定年度 平成15年度～平成17年度

【整備方針】

ベ이스ターズ通りと平行に関内駅と県庁方面を結ぶ経路であり、周辺の官公庁とともに関内地区商業区域の一部で通行者数も多いため、舗装材の改良、勾配の改善などの全面改良を行う。

【事業内容】

| 整備項目 | | 事業量 | 箇所番号 | 備考 |
|----------------------|--------------|-----|------|--------|
| 歩行空間の確保 | | | | |
| 歩道の新設 | m | - | | |
| 歩道の拡幅 | m | - | | |
| 道路構造の改良 | | | | |
| 全面改良 | m | 400 | 全区間 | 200m完了 |
| 歩道の 部分改良 | 段差・すりつけ勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 横断勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 縦断勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 舗装材の改良 | 箇所 | - | |
| 排水施設の改良 | 箇所 | - | | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良 | | | | |
| 経路誘導のための連続設置（新設） | m | - | | |
| 経路誘導のための既設ブロックの改良・補修 | m | - | | |
| 横断歩道接続部等における部分設置（新設） | 箇所 | - | | |
| 横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修 | 箇所 | 32 | 1～32 | |
| その他 | | | | |
| | | - | | |

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

【位置図】

（次頁参照）

道路特定事業計画書【特定経路と整合性を図り実施する経路】

経路名 関内桜通り（市道山下町第72号線）
 事業区間 本町通り～尾上町通り
 道路延長 400m
 事業予定年度 平成15年度～平成17年度

【位置図】



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 関内駅北口～関内駅南口（市道山下町第62号線）
 事業区間 馬車道～国道16号
 道路延長 60m
 事業予定年度 平成16年度～平成17年度

【整備方針】

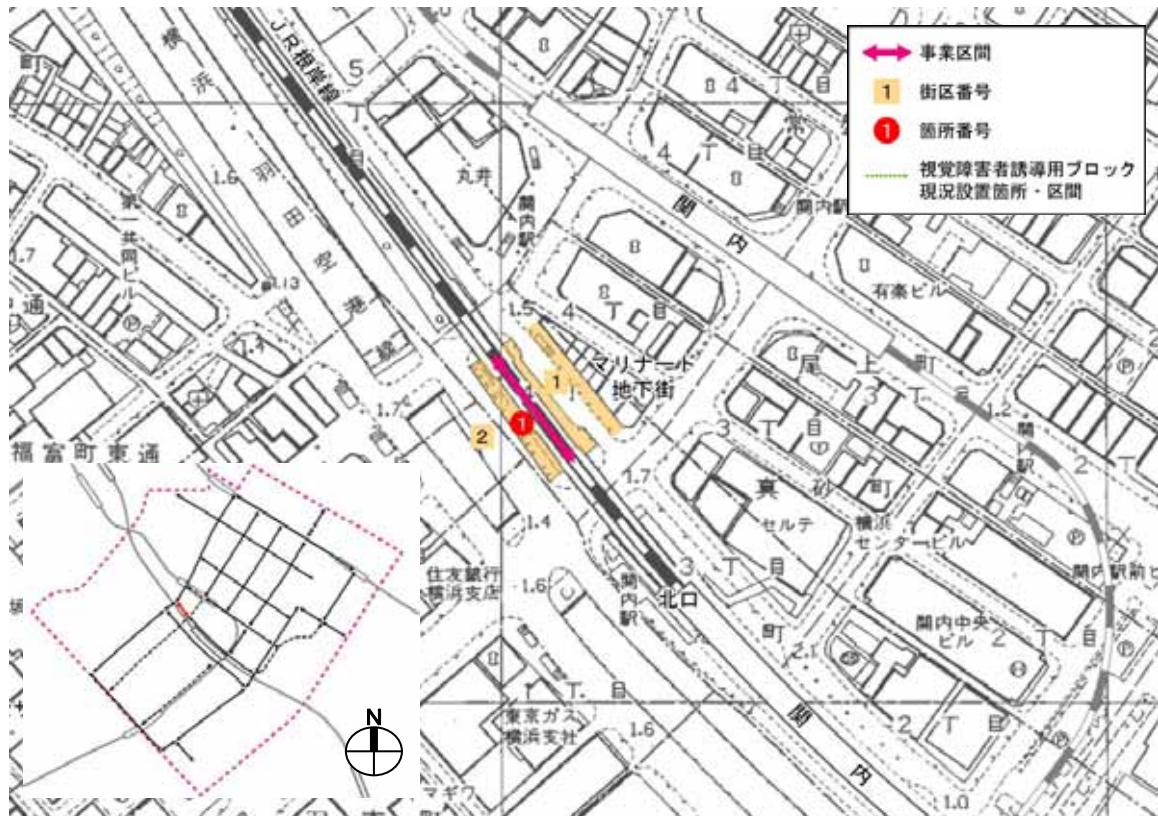
JR関内駅とイセザキモール、馬車道を結び関内駅北口からのネットワークを形成する経路であり、舗装材の改良、勾配の改善などの全面改良を行う。

【事業内容】

| 整備項目 | 事業量 | 箇所番号 | 備考 |
|----------------------|--------------|------|-----|
| 歩行空間の確保 | | | |
| 歩道の 신설 | m | - | |
| 歩道の拡幅 | m | 60 | 街区2 |
| 道路構造の改良 | | | |
| 全面改良 | m | 60 | 全区間 |
| 歩道の部分改良 | 段差・すりつけ勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 横断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 縦断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 舗装材の改良 | 箇所 | - |
| 排水施設の改良 | 箇所 | - | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良 | | | |
| 経路誘導のための連続設置（新設） | m | 60 | 街区2 |
| 経路誘導のための既設ブロックの改良・補修 | m | - | |
| 横断歩道接続部等における部分設置（新設） | 箇所 | 1 | 1 |
| 横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修 | 箇所 | - | |
| その他 | | | |
| | | | |

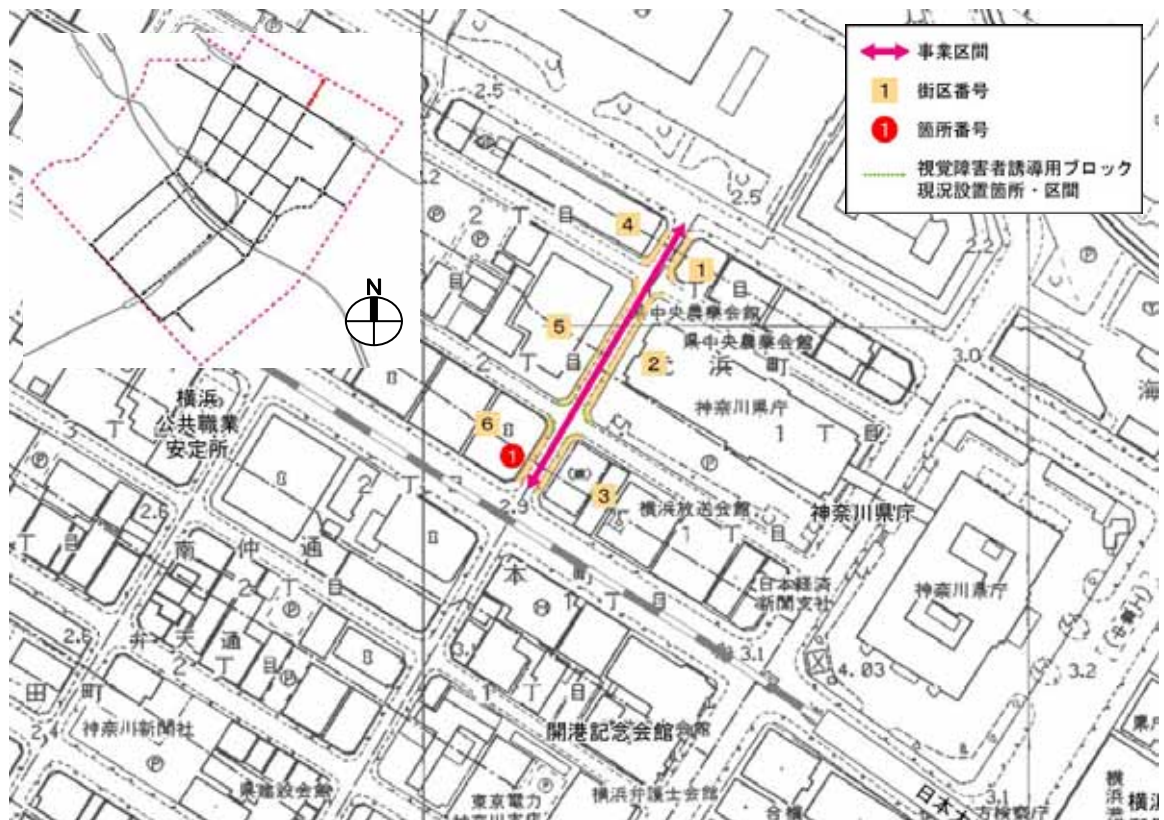
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

【位置図】



| 道路特定事業計画書【特定経路・特定経路と整合性を図り実施する経路】 | | | | |
|---|----------------------|-----|------|----|
| 経路名 | 本町1丁目～県庁（市道新港町第33号線） | | | |
| 事業区間 | 海岸通り～本町通り | | | |
| 道路延長 | 140m | | | |
| 事業予定年度 | 平成17年度 | | | |
| 【整備方針】 | | | | |
| 完成済みのバイパス通りと神奈川県庁をつなぐ経路であるため、舗装材の改良や勾配の改善などの全面改良を行い、北方向の主要な動線軸を完成させる。 | | | | |
| 【事業内容】 | | | | |
| 整備項目 | | 事業量 | 箇所番号 | 備考 |
| 歩行空間の確保 | | | | |
| 歩道の 신설 | m | - | | |
| 歩道の拡幅 | m | - | | |
| 道路構造の改良 | | | | |
| 全面改良 | m | 140 | 全区間 | |
| 歩道の部分改良 | 段差・すりつけ勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 横断勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 縦断勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 舗装材の改良 | 箇所 | - | |
| 排水施設の改良 | 箇所 | - | | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良 | | | | |
| 経路誘導のための連続設置（新設） | m | 25 | 街区3 | |
| 経路誘導のための既設ブロックの改良・補修 | m | - | | |
| 横断歩道接続部等における部分設置（新設） | 箇所 | - | | |
| 横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修 | 箇所 | - | | |
| その他 | | | | |
| 電柱の移設 | 箇所 | 1 | 1 | |
| 【事業実施に際して配慮すべき重要事項】 | | | | |

【位置図】



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 馬車道（市道馬車道通第7133号線）
 事業区間 吉田橋
 道路延長 60m
 事業予定年度 平成17年度

【整備方針】

完成済みの馬車道とイセザキモールを接続し、平成17年度完成予定の市道山下町第62号線と合わせて、関内駅北口からのネットワークをなす経路である。よって、舗装材の改良や勾配の改善などの全面改良を行う。

【事業内容】

| 整備項目 | 事業量 | 箇所番号 | 備考 |
|----------------------|--------------|------|-------|
| 歩行空間の確保 | | | |
| 歩道の新設 | m | - | |
| 歩道の拡幅 | m | - | |
| 道路構造の改良 | | | |
| 全面改良 | m | 60 | 全区間 |
| 歩道の部分改良 | 段差・すりつけ勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 横断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 縦断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 舗装材の改良 | 箇所 | - |
| 排水施設の改良 | 箇所 | - | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良 | | | |
| 経路誘導のための連続設置（新設） | m | 60 | 街区1,2 |
| 経路誘導のための既設ブロックの改良・補修 | m | - | |
| 横断歩道接続部等における部分設置（新設） | 箇所 | - | |
| 横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修 | 箇所 | 8 | 1~8 |
| その他 | | | |

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

【位置図】



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 本町通り（国道133号）
 事業区間 馬車道～日本大通り
 道路延長 600m
 事業予定年度 平成15年度～平成18年度

【整備方針】

みなとみらい線馬車道駅と日本大通り駅間を結び、沿道には神奈川県庁、横浜職業安定所、開港記念館等があり重要な経路である。また、北東方向の経路をつなぎ、ネットワークを形成する経路であるため、車道及び歩道の全面改良を行う。

【事業内容】

| 整備項目 | 事業量 | 箇所番号 | 備考 |
|----------------------|--------------|------|----------|
| 歩行空間の確保 | | | |
| 歩道の新設 | m | - | |
| 歩道の拡幅 | m | 150 | |
| 道路構造の改良 | | | |
| 全面改良 | m | 600 | 全区間 |
| 歩道の部分改良 | 段差・すりつけ勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 横断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 縦断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 舗装材の改良 | 箇所 | - |
| 排水施設の改良 | 箇所 | - | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良 | | | |
| 経路誘導のための連続設置（新設） | m | 180 | 街区6～8,10 |
| 経路誘導のための既設ブロックの改良・補修 | m | - | |
| 横断歩道接続部等における部分設置（新設） | 箇所 | - | |
| 横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修 | 箇所 | 18 | 1～18 |
| その他 | | | |

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

【位置図】



道路特定事業計画書【特定経路と整合性を図り実施する経路】

経路名 弁天通り（市道山下町第52号線他）
 事業区間 国道133号～みなと大通り
 道路延長 670m
 事業予定年度 平成16年度～平成18年度

【整備方針】

北方向への各特定経路を東西方向に結びネットワークを形成する経路である。幅員も広く、改修時期でもあるため歩道の拡幅などの全面改良を行う。

【事業内容】

| 整備項目 | 事業量 | 箇所番号 | 備考 |
|----------------------|--------------|------|------|
| 歩行空間の確保 | | | |
| 歩道の新設 | m | - | |
| 歩道の拡幅 | m | 670 | 全区間 |
| 道路構造の改良 | | | |
| 全面改良 | m | 670 | 全区間 |
| 歩道の部分改良 | 段差・すりつけ勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 横断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 縦断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 舗装材の改良 | 箇所 | - |
| 排水施設の改良 | 箇所 | - | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良 | | | |
| 経路誘導のための連続設置（新設） | m | - | |
| 経路誘導のための既設ブロックの改良・補修 | m | - | |
| 横断歩道接続部等における部分設置（新設） | 箇所 | - | |
| 横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修 | 箇所 | 26 | 1～26 |
| その他 | | | |
| | | | |

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

【位置図】



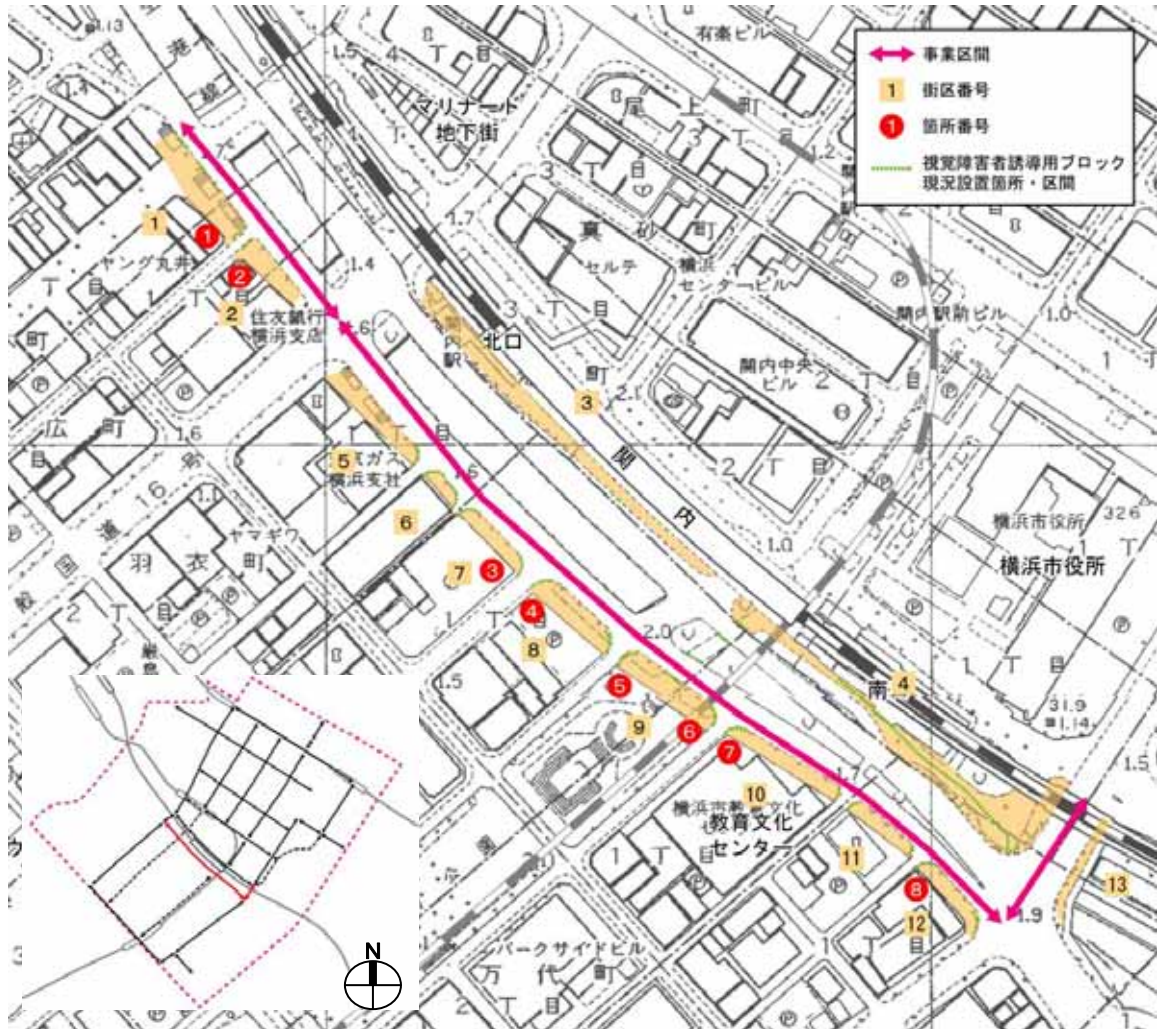
| 道路特定事業計画書【特定経路】 | | | | |
|---|---------------------|-----|------|-----------------------|
| 経路名 | 新横浜通り（市道山下町第138号線他） | | | |
| 事業区間 | イセザキモール入口付近～不老町交差点 | | | |
| 道路延長 | 500m | | | |
| 事業予定年度 | 平成18年度～平成19年度 | | | |
| 【整備方針】 | | | | |
| 歩道の有効幅員が広く、平坦であり比較的歩きやすい経路といえる。よって、横断歩道等に接続する歩道の部分に必要な平坦区間を設けることや、視覚障害者誘導用ブロックを適切に敷設するなどの道路の補修を行うこととする。 | | | | |
| 【事業内容】 | | | | |
| 整備項目 | | 事業量 | 箇所番号 | 備考 |
| 歩行空間の確保 | | | | |
| 歩道の新設 | m | - | | |
| 歩道の拡幅 | m | - | | |
| 道路構造の改良 | | | | |
| 全面改良 | m | - | | |
| 歩道の 部分改良 | 段差・すりつけ勾配の改良 | 箇所 | 6 | 2～5,7,8 |
| | 横断勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 縦断勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 舗装材の改良 | 箇所 | - | |
| | 排水施設の改良 | 箇所 | - | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良 | | | | |
| 経路誘導のための連続設置（新設） | m | 175 | | 街区10～12及び 街区9の一部区間 |
| 経路誘導のための既設ブロックの改良・補修 | m | - | | |
| 横断歩道接続部等における部分設置（新設） | 箇所 | - | | |
| 横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修 | 箇所 | 2 | 1,2 | |
| その他 | | | | |
| 車止めの改良 | 箇所 | 1 | 6 | |
| 【事業実施に際して配慮すべき重要事項】 | | | | |
| | | | | |
| 【位置図】 | | | | |

（次頁参照）

道路特定事業計画書【特定経路】

| | |
|--------|---------------------|
| 経路名 | 新横浜通り（市道山下町第138号線他） |
| 事業区間 | イセザキモール入口付近～不老町交差点 |
| 道路延長 | 500m |
| 事業予定年度 | 平成18年度～平成19年度 |

【位置図】



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 尾上町通り（市道関内本牧線第7002号線）
 事業区間 国道16号～横浜スタジアム
 道路延長 330m
 事業予定年度 平成18年度～平成19年度

【整備方針】

歩道の有効幅員が広く、旧仕様ではあるが地下鉄の入り口から視覚障害者誘導用ブロックが敷設されており、比較的歩きやすい経路といえる。よって、横断歩道等に接続する歩道の部分に必要な平坦区間を設けることや、視覚障害者誘導用ブロックを適切に敷設するなどの道路の補修を行うこととする。

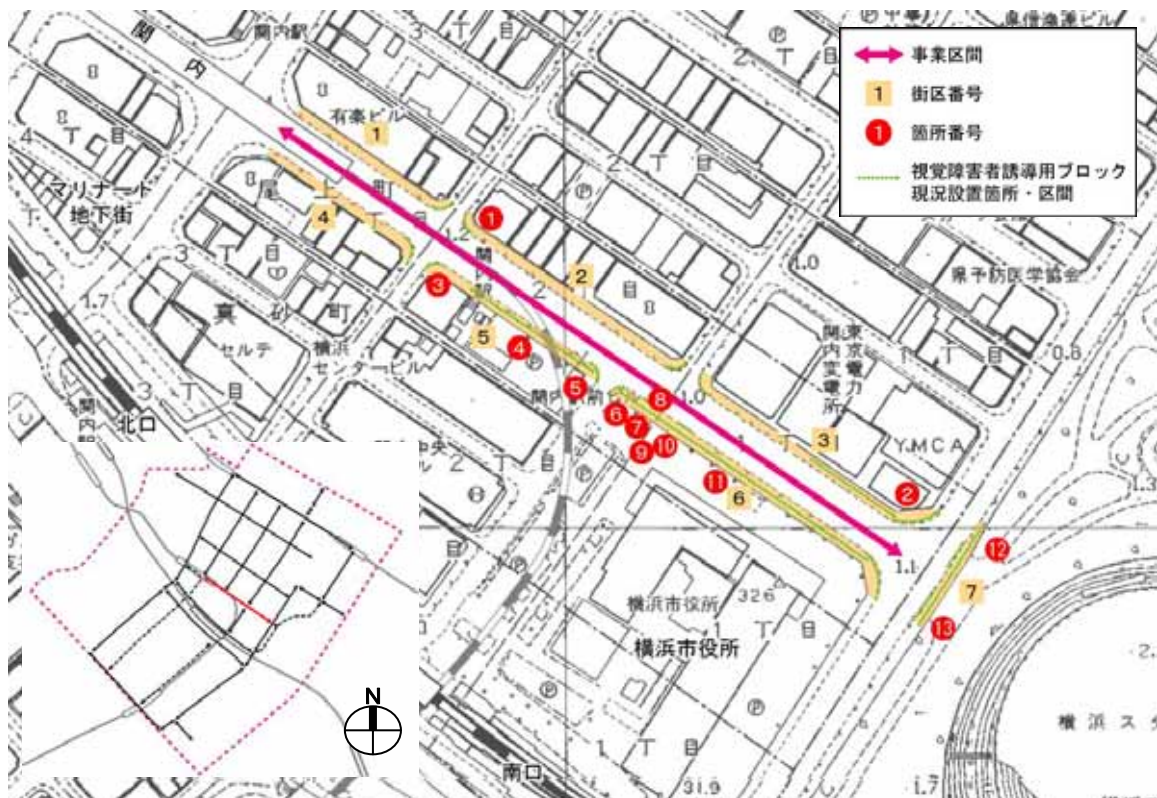
【事業内容】

| 整備項目 | 事業量 | 箇所番号 | 備考 |
|----------------------|--------------|------|-----------------------|
| 歩行空間の確保 | | | |
| 歩道の新設 | m | - | |
| 歩道の拡幅 | m | - | |
| 道路構造の改良 | | | |
| 全面改良 | m | - | |
| 歩道の部分改良 | 段差・すりつけ勾配の改良 | 箇所 | 8,2,3,5,6,8,10,12,13 |
| | 横断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 縦断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 舗装材の改良 | 箇所 | - |
| | 排水施設の改良 | 箇所 | - |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良 | | | |
| 経路誘導のための連続設置（新設） | m | - | |
| 経路誘導のための既設ブロックの改良・補修 | m | 280 | 街区6,7及び 街区3,5の一部区間 |
| 横断歩道接続部等における部分設置（新設） | 箇所 | - | |
| 横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修 | 箇所 | 3 | 4,9,11 |
| その他 | | | |
| 車止めの改良 | 箇所 | 1 | 1 |
| 押しボタン位置への誘導の検討 | 箇所 | 1 | 7 |

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

・ 横浜公園と接続する部分については、環境創造局と共に実施する必要がある

【位置図】



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 不老町～長者町3丁目（市道山下町第173号線）
 事業区間 不老町交差点～長者町3丁目交差点
 道路延長 350m
 事業予定年度 平成18年度～平成19年度

【整備方針】

車両乗り入れ部等において、一部歩行区間が狭められているが、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されており、比較的歩きやすい経路といえる。よって、横断歩道等に接続する歩道の部分に必要な平坦区間を設けることなどの道路の補修を行うこととする。

【事業内容】

| 整備項目 | 事業量 | 箇所番号 | 備考 |
|----------------------|--------------|------|------|
| 歩行空間の確保 | | | |
| 歩道の新設 | m | - | |
| 歩道の拡幅 | m | - | |
| 道路構造の改良 | | | |
| 全面改良 | m | - | |
| 歩道の部分改良 | 段差・すりつけ勾配の改良 | 箇所 | 1～12 |
| | 横断勾配の改良 | 箇所 | - |
| | 縦断勾配の改良 | 箇所 | 1 13 |
| | 舗装材の改良 | 箇所 | - |
| 排水施設の改良 | 箇所 | - | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良 | | | |
| 経路誘導のための連続設置（新設） | m | - | |
| 経路誘導のための既設ブロックの改良・補修 | m | - | |
| 横断歩道接続部等における部分設置（新設） | 箇所 | - | |
| 横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修 | 箇所 | - | |
| その他 | | | |

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

【位置図】



道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 関内駅北口～関内駅南口（市道山下町第103号線）
 事業区間 国道16号～みなと大通り
 道路延長 400m
 事業予定年度 平成19年度～平成22年

【整備方針】

関内駅の北口と南口間の経路で、国道16号、くすのき広場、みなと大通りを結んでいる。沿道には横浜市役所、マリナード地下街等があり利用者も多いため、車道及び歩道の全面改良を行う。

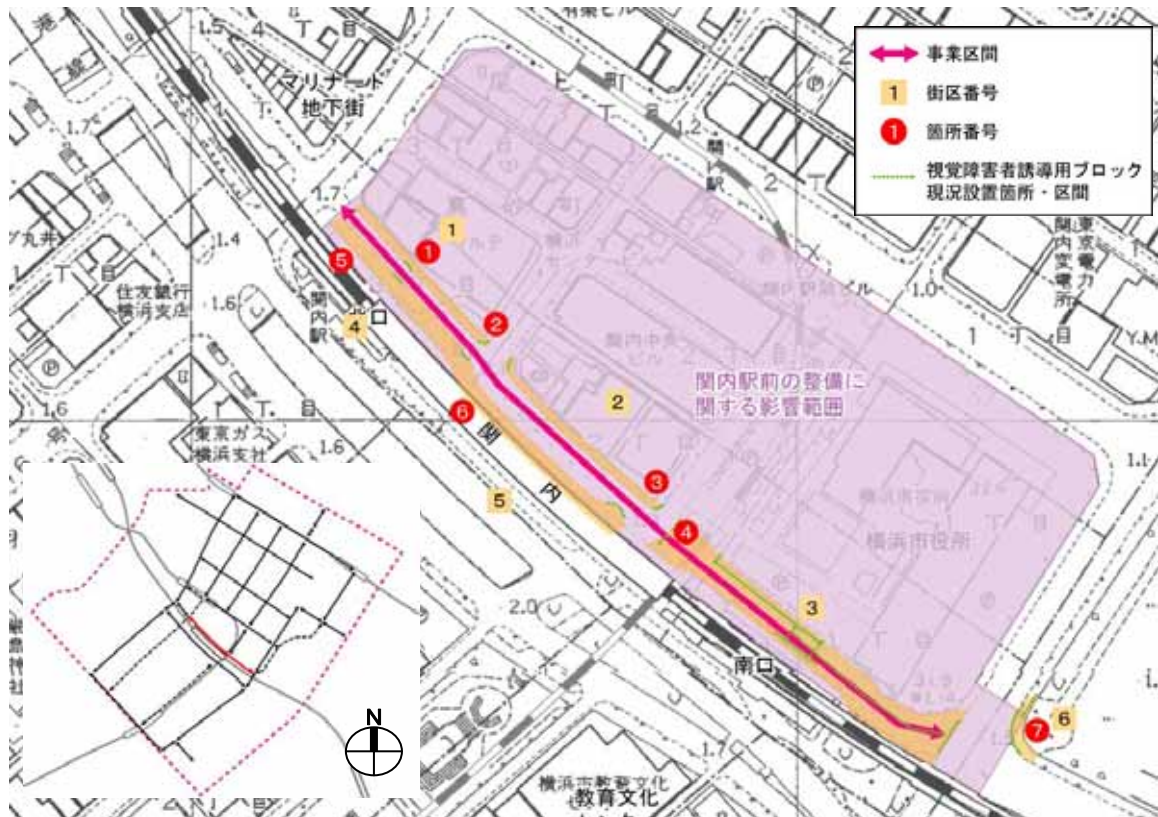
【事業内容】

| 整備項目 | | 事業量 | 箇所番号 | 備考 |
|----------------------|--------------|-----|----------|----|
| 歩行空間の確保 | | | | |
| 歩道の新設 | m | - | | |
| 歩道の拡幅 | m | - | | |
| 道路構造の改良 | | | | |
| 全面改良 | m | 400 | 全区間 | |
| 歩道の 部分改良 | 段差・すりつけ勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 横断勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 縦断勾配の改良 | 箇所 | - | |
| | 舗装材の改良 | 箇所 | - | |
| | 排水施設の改良 | 箇所 | - | |
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良 | | | | |
| 経路誘導のための連続設置（新設） | m | 20 | 街区3の一部区間 | |
| 経路誘導のための既設ブロックの改良・補修 | m | - | | |
| 横断歩道接続部等における部分設置（新設） | 箇所 | - | | |
| 横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修 | 箇所 | 4 | 1,2,3,7 | |
| その他 | | | | |
| スロープの改良 | 箇所 | 2 | 5,6 | |
| 車止めの改良 | 箇所 | 1 | 4 | |

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

- ・ 関内駅前の整備との整合を図り実施する必要がある

【位置図】



(2) その他の取り組む内容

道路特定事業によりバリアフリー化する経路を有効に利用するため、沿道住民などの協力のもと、道路管理者として取り組む内容について示します。この取り組みは、市民の協力が不可欠であるため、積極的に情報提供などを行い、市民と協働して取り組むことが重要です。

市広報誌やホームページ等を活用して、事業実施状況やバリアフリーに関する取り組みについて情報提供を行います。

有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪に関しては、沿道住民や自転車利用者などの理解と協力が不可欠であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を実施していきます。

放置自転車対策として、行政、市民、鉄道事業者などの役割分担等を検討する「横浜市自転車等対策事業指針」の策定を行います。

視覚障害者誘導用ブロック上の障害物放置対策として、誘導ブロック上にPRシートを敷設する等、啓発活動に努めます。

6. 道路特定事業計画の推進にあたって

交通バリアフリー法により進める道路整備は、平成22年までにバリアフリー化を図るため、事業の推進にあたっては、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。すべての人が安心して通行できるよう皆様のご協力をお願いします。

横浜市
関内駅周辺地区道路特定事業計画

平成 17 年 9 月
横浜市道路局施設課

横浜市中区港町 1 - 1
電話 : 045-671-2731
FAX : 045-651-6527